

くらしのかわら版

第9号

2014.7

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

笑いヨガで生きいき人生!!



平成26年6月12日(木),生涯学習センターにて,第1回くらしの講座「笑いヨガで生きいき人生」(講師 笑いヨガインストラクター 馬目順子氏)が開催されました。会場は受講者の笑いに包まれ,終始和やかな雰囲気でした。

受講者の感想

笑いヨガは,おもしろくて心から笑うことと同じ効果が得られ酸素を多く取り入れることができ,脳の活性化につながるそうです。

参加者は先生の指導により,テーマに合わせたポーズをとり一体感に包まれた雰囲気の中で講座を楽しんでいました。

講座終了後,心は軽やかになり,とてもさわやかな気持ちになりました。

26年度くらしの講座開催予定

- 7月「相続税と贈与税の話し」
- 8月「親子料理教室」
- 9月「食品表示の見方」
- 11月「子どものお金教育を考える」
- 12月「フラワーアレンジメント」
- 2月「医療保険と介護保険」
- 3月「スマートフォンのリスクと対策」



※ 詳しい日程については,市報や市のホームページに掲載しますので,確認の上,ぜひご参加ください。

平成26年度消費者月間事業

つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～

◆消費者月間講演会◆

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費者保護法（現 消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月30日を「消費者の日」に、5月を「消費者月間」と決めました。毎年5月には全国各地で消費生活に関する啓発事業が行われ、ひたちなか市は消費者月間講演会、街頭啓発、啓発パネル等の展示を行いました。



▲講話する吉松先生

5月22日(木)、ワークプラザ勝田大会議室にて、吉松恵子氏(國學院大学非常勤講師、独立行政法人国民生活センター総括主任相談員)を招き、「相談現場から見る最近の消費者トラブル事情」と題し、講演していただきました。消費者問題の変遷やIT時代の消費者トラブルなど、実際に相談員としてもご活躍されている吉松先生にその手口が横行した時代背景や対処法などをご紹介いただきました。

推進員の感想

吉松先生の講演を聴いて、悪質業者のあの手この手の詐欺はこれからも続くと感じたので、日頃から新しい情報を集め周りの人にも伝え、消費者被害防止に努めていきたいと思いました。もし万が一、消費者被害に遭ってしまったら、恥ずかしがらずにまず身近な人や消費生活センターに相談することが大事だと痛感しました。

＜講話より“あ・い・う・え・お”で「買え買え詐欺」撃退！

- あ 怪しい電話はすぐ切る
- い いつも情報を集めよう
- う うのみにしないで儲け話
- え 遠慮しないで相談を
- お お金は絶対に渡さない



◆街頭啓発◆



▲「消費者トラブルに遭わないようにしましょう！」と声をかける推進員

5月17日(土)に東石川地内のスーパーマーケット店頭において、消費生活啓発推進員と市職員で街頭啓発を実施しました。家族連れが多く、パンフレットなどを配布し多くの人に消費者被害防止を呼びかけることができました。

◆啓発パネル等の展示◆



▲展示の様子

5月19日(月)から31日(金)まで市役所本庁1階市民ホールにて、振り込め詐欺や相談状況のパネル展示と、消費者啓発に関するパンフレット・チラシの配布、消費者団体である『ひたちなか生活学校』の活動紹介(パネルと作品の展示)を行いました。

消費生活センター

より



平成25年度の相談状況について

平成25年度中に消費生活センターに相談された件数は848件あり、過去5年間で最も相談件数が多く、特に70歳以上の相談件数が全体の約3割を占めました。高齢化が進むとともに年々高齢者からの相談が増えています。

高齢者は「健康」「お金」「孤独」に不安を持っていると言われていいますので、悪質業者はその不安をあおり、親切を装ってお金を引き出そうとします。高齢者がトラブルに遭うことを未然に防ぐためにも、家族や身近な人だけでなく、地域ぐるみで高齢者を見守りましょう。

寄せられた主な相談事例



健康食品の送りつけ

2、3日前に「健康食品を送ります」と業者から電話があり、よく確認しないままあいまいな返事をしてしまった。その後健康食品が送られてきて、額面39,800円の振込用紙も入っていた。



業者に電話し断ると「申し込んだ時の電話の記録がある。裁判に訴えてもいいんだ」と言われた。

投資話 (買え買え詐欺)

A社から太陽光発電事業への投資のパンフレットと権利購入申込書が送られてきた。数日後、B社より「パンフレットが送られてきた人は限られているから、代わりに買って欲しい。後で3倍にして返すから」と言われた。



ワンクリック請求

パソコンでアダルト情報サイトを見ていて『18歳以上』というボタンをクリックしたら『登録完了。5万円振り込むように』という請求画面が出た。慌ててサイト業者に解約の電話すると「解約はできないから登録料を支払え」と言われた。



振り込め詐欺 (おれおれ詐欺)

息子を名乗る男から「会社の小切手が入ったかばんを電車で置き忘れた。失くした小切手200万円分の現金が必要だ」と電話があった。すぐにお金を工面し、指定されたC駅で待ち合わせをして、息子の同僚を名乗る男に現金を渡してしまった。



被害にあわないための4つの心得



うのみにしない



おかしいな? と思ったら

業者の言うことをうのみにしない



相談する



困ったときにはすぐ

おかしいと思ったら誰かに相談する



断る



いりません と、はっきり

いらぬものはキッパリ断る



契約しない



ちょっと待て! と、たしかめて

その場ですぐ契約しない



夏にかけてカンピロバクターによる食中毒の発症が気になるけれど、予防法を教えてください！



ノロウイルスや腸炎性菌O-157など季節を問わず発症が見られる食中毒ですが、5月～7月はカンピロバクターが原因の食中毒がピークを迎える傾向にあります。

カンピロバクターについて



カンピロバクターは鶏や牛、豚などの家畜の腸管内に生息しており、加熱していない生のものや加熱が不十分な食肉(特に鶏肉)やレバー(鶏、豚)などの臓器を食べること、カンピロバクターに汚染された飲料水などを飲むことにより人に感染します。

犬や猫などのペットにもカンピロバクターを保菌していることがあり、ペットに触れた手で手洗いを十分せずに調理をすることにより、感染する可能性もあります。

カンピロバクターに感染すると、比較的少ない菌数でも腸炎を発症し、発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便などの症状が出ます。また、潜伏期間も2～7日と比較的長いのも特徴です。



カンピロバクターによる食中毒予防について

- ① 食肉は十分に加熱(65℃以上、数分)しましょう。



- ② 調理器具や食器は、熱湯で消毒し、よく乾燥させましょう。



- ③ 保存時や調理時に、食肉と他の食材(野菜、果物など)との接触を防ぎましょう。



カンピロバクターに限らず、細菌を寄せ付けないために清潔にし、速やかに調理しできるだけ早く食べるなど細菌の増殖する時間を与えないこと、また細菌を増やさないためにも10℃以下で保存し、加熱する食品は中まで十分に熱を通すようにしましょう。

困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！



オリジナルキャラクター
ちゃあくん

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111 (内線 3233)

FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9:30～12:00 午後 1:00～4:30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。